

## 市民憲章

わたくしたちは、恵庭岳のそびえる、恵庭の市民です。

自分の仕事を愛し、じょうぶなからだで働きましょう

たがいに尊重しあい、なごやかな家庭をつくりましょう

自然を愛し、緑の美しいまちをつくりましょう

きまりをまもり、住みよいまちをつくりましょう

知性をたかめ、かおりゆたかな文化のまちをつくりましょう



## ごあいさつ



恵庭市長  
原田 裕

Harada Yutaka

恵庭市では、昭和48年に初めての総合計画となる「恵庭市総合開発計画」を策定し計画的にまちづくりを進めて参りました。当時、約3万7千7百人だった人口は、「第4期恵庭市総合計画」の最終年度である平成27年には約6万9千人までになりました。しかし、これまで豊かな自然環境や、札幌や道外への交通利便性など恵庭の強みにより増加してきた人口も、現在は微増微減を繰り返し、今後は減少に転じることも想定される状況となってきています。

また、これまで地方自治法により策定を義務付けられていた「総合計画」は、地方分権の流れのもと、平成23年に義務付けが廃止されたことから、各地方自治体は自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開していくこととされました。このため恵庭市では平成25年に「恵庭市まちづくり基本条例」を制定し、多くの市民意見を聴いた中で、市議会の議決を経て総合計画の基本構想を定めることといたしました。

このたび「第5期恵庭市総合計画」は、こうした状況の中、様々な市民の方から意見を聴く取り組みを行い作り上げて参りました。今後予測される少子高齢化や人口減少に負けないよう、この計画に基づき、恵庭の強みを活かしつつ、市民と行政が知恵を出し合い「花・水・緑 人がつながり 夢ふくらむまち えにわ」の実現に向けまちづくりを進めて参ります。

最後になりましたが、策定にあたってご協力いただきました総合計画審議会委員や市議会議員の皆様をはじめ、市民の皆様に対しまして心からの感謝の意を表し、お礼を申し上げます。

平成28年3月